

岩手県告示第23号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨農林水産省東北農政局北上土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

平成28年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 一関市内の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年12月21日から平成28年3月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）